

※ 連名の場合

届出書の《届出者欄》に管理権原者のうち1名の住所・氏名を記入し、押印します。他の管理権原者については、『管理権原者一覧表』又は『管理権原者名簿』に住所・氏名を記入し、押印のうえ届出書に添付します。

1 管理権原者一覧表

各管理権原者の情報を一覧表形式で記載して添付する場合に使用します。

2 管理権原者名簿

各管理権原者の情報を個別に記載したのち、それらを取りまとめて添付する場合に使用します。

※ 主要な者等による届出をする場合

主要な者等による届出をする場合は、管理権原者が統括防火・防災管理者の選任についての義務を果たしている旨を確認できる次の事項を定めた文書（契約書等）の写しを添付する必要があります。

- 1 協議会が当該防火対象物又は建築物その他の工作物の管理権原者及び統括防火・防災管理者を構成員として組織されていること。（構成員一覧表）
- 2 協議会の設置及び運用に関すること。
- 3 協議会の代表をする者の選任に関すること。
- 4 統括防火・防災管理者の選任に関すること。
- 5 協議方法その他協議に関し必要な事項に関すること。

※※ 統括防火・防災管理者の資格を証する書面等

- 1 統括防火・防災管理者の資格を証する書面（修了証等）
資格を証する書面（防火防災管理講習修了証等）を添付します。
- 2 統括防火・防災管理者の資格を有する者であるための要件（文書の交付例）
防火対象物又は建築物その他の工作物の全体についての防火防災管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限及び知識を有する者であるための要件（文書の交付例）は、**別添1及び2**を参考にしてください。

管理権原者名簿

統括 防火 管理者として、 _____ を選任
防炎
(_____ を解任) したので届け出ます。

住 所
氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)
印

別添1 統括防火管理者の資格を有する者であるための要件の確認

統括防火管理者の資格を有する者であるための要件について

建物
名称_____の「その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に行うために必要な権限及び知識を有する者」として選任する
統括防火管理者_____に付与する権限については、下記のとおりです。

記

1 必要な権限の付与（消防法施行規則第3条の3第1項第1号）

管理権原者から統括防火管理者に「防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限」として、次の権限が付与されている。

- (1) 防火対象物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限
- (2) 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関する権限
- (3) 防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関する権限
- (4) その他統括防火管理者の責務を遂行するために必要な権限

2 防火管理上必要な業務（消防法施行規則第3条の3第1項第2号）

管理権原者から、「防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務」について、次の内容について説明を受けている。

- (1) 防火対象物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。
- (2) 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
- (3) 防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関すること。
- (4) その他統括防火管理者として行うべき業務に関すること。

3 防火管理上必要な事項（消防法施行規則第3条の3第1項第3号）

管理権原者から、「防火対象物の全体についての防火管理上必要な事項」について、次の事項について説明を受けている。

- (1) 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施状況に関すること。
- (2) 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (3) 火災の際の消防隊に対する当該防火対象物の構造その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導に関すること。
- (4) その他防火対象物全体についての防火管理上必要な事項

【根拠条文】

統括防火管理者の資格・・・消防法施行令（昭和36年政令第37号）第4条

統括防火管理者の要件・・・消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条の3

統括防火・防災管理者の資格を有する者であるための要件について

建物
名称_____の「防火対象物及び建築物その他の工作物の全体に
ついての防火防災管理上必要な業務を適切に行うために必要な権限及び知識を有する者」として選
任する統括防火・防災管理者_____に付与する権限等については、下記の
とおりです。

記

1 必要な権限の付与（消防法施行規則第3条の3第1項第1号 第51条の11第1項第1号）

管理権原者から統括防火・防災管理者に「全体についての必要な業務等を適切に遂行するために必要な権限」として、次の権限が付与されている。

- (1) 防火対象物及び建築物その他の工作物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限
- (2) 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関する権限
- (3) 建築物その他の工作物の全体についての避難の訓練の実施に関する権限
- (4) 防火対象物及び建築物その他の工作物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関する権限
- (5) その他統括防火・防災管理者の責務を遂行するために必要な権限

2 防火防災管理上必要な業務（消防法施行規則第3条の3第1項第2号 第51条の11第1項第2号）

管理権原者から、「全体についての防火防災管理上必要な業務等」について、次の内容について説明を受けている。

- (1) 防火対象物及び建築物その他の工作物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。
- (2) 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
- (3) 建築物その他の工作物の全体についての避難の訓練の実施に関すること。
- (4) 防火対象物及び建築物その他の工作物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関すること。
- (5) その他統括防火・防災管理者として行うべき業務に関すること。

3 防火防災管理上必要な事項（消防法施行規則第3条の3第1項第3号 第51条の11第1項第3号）

管理権原者から、「全体についての防火防災管理上必要な事項」について、次の事項について説明を受けている。

- (1) 防火対象物及び建築物その他の工作物の全体についての避難の訓練の実施状況に関すること。
- (2) 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (3) 地震その他の災害が発生した場合における通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (4) 地震その他の災害が発生した場合における、消防隊に対する当該建築物その他の工作物の構造その他必要な情報提供及び消防隊の誘導に関すること。

【根拠条文】

統括防火管理者の資格…消防法施行令（昭和36年政令第37号）第4条

統括防災管理者の資格…消防法施行令（昭和36年政令第37号）第48条の2

統括防火管理者の要件…消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条の3

統括防災管理者の要件…消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第51条の11